



え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十三条第二項第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置が講じられていないなければならない。（再処理施設内における溢水による損傷の防止）

**第十一条** 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。（再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

**第十二条** 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。（材料及び構造）

**第十三条** 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行つたとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないよう設置されなければならない。（閉じ込めの機能）

**第十四条** 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するよう設置されなければならない。

1 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が区域に閉じ込める機能を保持するよう設置されなければならない。

2 使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがないこと。

3 セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。

三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十三条第二項第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置が講じられていなければならない。（再処理施設内における溢水による損傷の防止）

**第十五条** 安全機能を有する施設は、再処理施設内における液体状の使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

八 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。

10 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならない。

三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の内部に設置するセルは、当該設備からの不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十三条第二項第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置が講じられていなければならない。（再処理施設内における溢水による損傷の防止）

**第十六条** 安全機能を有する施設は、再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつかかるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならない。

四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸出し難いように設置すること。（使用済燃料等による汚染の防止）

**第十七条** 安全機能を有する施設は、設計基準に適合するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されなければならない。（安全機能を有する施設）

**第十八条** 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するため必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならない。（搬送設備）

2 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該汚染を除去するための設備が設けられないようする。ただし、当該排水路に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。

3 セル内に設置された流体状の使用済燃料等が設置され、設置された設備が設置されている場合は、この限りでない。

四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等が設置され、設置された設備が設置されている場合は、この限りでない。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部全に廃棄するおそれがあるもの除外）の上に施設の床面がないものを除く。）の上に施設の床面がないようする。ただし、当該排水路に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならない。

四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸出し難いように設置すること。（使用済燃料等による汚染の防止）

**第十九条** 使用済燃料等を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないもの除外）は、次に掲げるところによらなければならない。（搬送設備）

1 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。

2 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。

3 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。

(安全避難通路等)

**第二十条** 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く)及びその専用の電源

(使用済燃料の貯蔵施設等)

**第二十一条** 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによらなければならない。

(使用済燃料の貯蔵施設等)

一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。

二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。

一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。

二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。

一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。

二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。

一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。

二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによらなければならない。

一 製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されなければならない。

二 製品貯蔵施設には、次に掲げる事項その他の必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなければならない。この場合においては、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一 ウランの精製施設に供給される溶液中のブルトニウムの濃度

二 液体状の中性子吸収材を使用する場合においては、その濃度

三 使用済燃料溶解槽内の温度

四 蒸発缶内の温度及び圧力

五 廃液槽の冷却水の流量及び温度

六 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるとき 第二十七条

二 号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める

操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるとき 第二十七条

二 号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める

線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

**第二十三条** 再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。

一 安全保護回路は、次に掲げるところによらなければならない。

二 安全保護回路は、次に掲げるところによらなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとすること。

二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させること。

三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行つた場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。

四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、再処理施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるものであることを確保すること。

五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。

六 計測制御系の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものであることを。

七 制御室には、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、

当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該

該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されなければならない。

三 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられていなければならない。

四 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

五 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

六 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

七 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

八 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

九 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

十 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

十一 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

十二 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

十三 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

十四 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

十五 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

十六 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

十七 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

十八 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

十九 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

二十 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保るために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

二十一 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

二十二 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

二十三 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

二十四 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

二十五 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

二十六 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

二十七 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

二十八 分離施設、精製施設その他の必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という)を監視するための設備及び再処理施設の健全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、過装置を設ける場合には、過装置の構造であることが適切に維持し得るものであり、かつ、過装置の使用済燃料等による汚染の除去又は過装置の取替えが容易な構造であること。

五 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

六 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

七 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

八 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

九 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

十 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

十一 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

十二 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

十三 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

十四 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

十五 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

十六 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

十七 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

十八 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

十九 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

二十 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

二十一 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

二十二 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

二十三 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

二十四 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

二十五 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

二十六 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

二十七 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

二十八 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を廃棄することがないものであることは、冷却のための必要な措置を講じ得るよう設置されなければならない。

常用電源設備が設けられていないなければならない。

再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられないなければならない。

3 保安電源設備は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するため必要な設備への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。

5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。  
(緊急時対策所)

**第二十九条** 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならぬ。

2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他との適切に防護するための設備が設けられていなければならない。  
(通信連絡設備)

**第三十条** 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていないなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保

した専用通信回線が設けられていないなければならない。

### 第三章 重大事故等対処施設

#### (火災等による損傷の防止)

3 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び「重大事故等」と総称する)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損傷又は異常な作動により重大事故等に対処するため必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

4 重大事故等対処施設は、火災又は爆発によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。  
(重大事故等対処施設の地盤)

一 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。  
二 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を設置すること。

一 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設置されたものでなければならない。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)と接続するもの)については、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する

力が作用した場合においても当該重大事故等に対処施設を十分に支持することができる地盤

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

三 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより設置されたものでなければならない。

(地震による損傷の防止)

一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大的な地震力に対する耐えられることがあり得る重大的な地震力に十分に耐えるものであること。

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。

三 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

一 常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続するところによつて運営するための設備)の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

二 常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続するところによつて運営するための設備)の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

三 常設設備と接続するものにあつては、共通の規定によるほか、次に掲げるところによつて運営するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(津波による損傷の防止)

一 重大事故等対処設備は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設置されたものでなければならない。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)と接続するもの)については、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるように、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通の規定によるほか、次に掲げるところによつて運営するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

一 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによらなければならない。

一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。

二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮すること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。

四 健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。

五 想定される重大事故等が発生した場合における保管場所に保管すること。

五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するためには、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。

六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。

七 想定される重大事故等が発生した場合において、重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。



おいても運転員がとどまるために必要な設備が設けられていなければならない。

(監視測定設備)

**第四十八条** 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

(緊急時対策所)

**第四十九条** 第二十九条の規定により設置される

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによらなければならぬ。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。

三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。

(通信連絡を行うために必要な設備)

**第五十条** 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。

## 附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

## 附 則 (平成二十九年四月三日原子力規制

委員会規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成二十九年五月一日原子力規制委員会規則第六号)

抄

第  
一  
条  
(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附  
則

(平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。